

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する省令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

改正案	現行
<p>(保証金代用有価証券)</p> <p>第五条 証券会社がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（以下「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第八十五条の二第二項の規定に基づく大蔵大臣の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場においては第七十五条第一項の規定により登録する証券業協会（以下「証券業協会」という。）が法第七十六条第一項の規定に基づき大蔵大臣の認可を得て定める時価をいう。以下同じ。）に株券（端株券を含む。）については百分の七十、その他の有価証券については大蔵大臣の認可を得て定める率（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第八十五条の二第二項の規定に基づく大蔵大臣の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては証券業協会が法第七十六条第一項の規定に基づき大蔵大臣の認可を得て定める率）を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>(受入保証金の総額の計算)</p> <p>第七条 第二条の二第二号及び前条第一号に規定する受入保証金の総額又</p>	<p>(保証金代用有価証券)</p> <p>第五条 証券会社がその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（以下「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（市場相場のあるものについては、その最終価格。市場相場のないものについては、その最終の気配相場。）に株券（端株券を含む。）については百分の七十、その他の有価証券については証券取引所が法第八十五条の二第二項の規定に基づき大蔵大臣の認可を得て定める率を乗じた額を超えない額とする。</p> <p>(受入保証金の総額の計算)</p> <p>第七条 第二条の二第二号及び前条第一号に規定する受入保証金の総額又</p>

は同条第二号に規定する受入保証金の総額については、次に掲げる額のうち信用取引に係るもの又は発行日取引に係るものをそれぞれ差し引いて、計算するものとする。

一～三（略）

四 当該顧客の未決済勘定の決済後又は当該発行日取引に係る有価証券の受渡終了後において、なお当該顧客の当該証券会社に対する債務が残存している場合（当該債務が借入金その他の債務として当該証券会社との間で新たな債権債務関係となつたものを含む。）における当該残存額に相当する額

2 前項に規定する受入保証金の総額の計算については、当該顧客の信用取引又は発行日取引に係る保証金の全部又は一部が有価証券をもつて代用されている場合におけるその代用価格は、第五条の規定にかかわらず、計算する日の前日の当該有価証券の時価に同条に規定する率を乗じた額によるものとする。

は同条第二号に規定する受入保証金の総額については、次に掲げる額のうち信用取引に係るもの又は発行日取引に係るものをそれぞれ差し引いて、計算するものとする。

一～三（略）

四 当該顧客の未決済勘定の決済後又は当該発行日取引に係る有価証券の受渡終了後において、なお当該顧客の当該証券会社に対する債務が残存している場合における当該残存額に相当する額

2 前項に規定する受入保証金の総額の計算については、当該顧客の信用取引又は発行日取引に係る保証金の全部又は一部が有価証券をもつて代用されている場合におけるその代用価格は、第五条の規定にかかわらず、計算する日の前日の当該有価証券の時価（市場相場のあるものについては、その最終価格。市場相場のないものについては、その最終の気配相場。）に同条に規定する率を乗じた額によるものとする。

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する省令の特例に関する省令

(平成二年大蔵省令第三十五号)

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
	<p>第一条 証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する省令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号。以下本則において「省令」という。)第五条の規定により信用取引に係る代用価格を計算する場合には、同条に規定する時価に乘すべき率は、株券については、同号の規定にかかわらず、当分の間、百分の八十を越えない率とする。</p> <p>第二条 省令第六条第一号に規定する超過額を除るべき率は、株券については、同号の規定にかかわらず、当分の間、百分の八十を越えない率とする。</p> <p>第三条 省令第七条第二項の規定により信用取引に係る代用価格を計算する場合には、同項に規定する時価に乘すべき率は、株券については、同号の規定にかかわらず、当分の間、百分の八十を越えない率とする。</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>